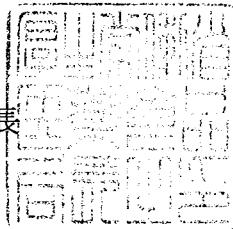




薬食発第 0331008 号
平成 21 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



第十五改正日本薬局方の一部改正等について

標記について、平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 190 号をもって、「日本薬局方の一部を改正する件」が別添 1 のとおり公布され、同日から適用されることとされたところであり、また、これに伴い、第十五改正日本薬局方（平成 18 年厚生労働省告示第 285 号。以下「薬局方」という。）の参考情報を別添 2 のとおり改正することとしたので、下記の事項に御留意の上、関係者に対する周知徹底及び指導に御配慮いただきたい。

記

第 1 薬局方の一部改正の要点について

今回の薬局方の一部改正は、日本薬局方、欧州薬局方、米国薬局方の三薬局方での国際調和に関連した事項等について、一般試験法等の見直しを行うものであり、その内容は、以下のとおりである。

1. 一般試験法の改正

(1) 4.05 微生物限度試験法

クロストリジアの試料調製方法を変更するとともに、サルモネラ試験の XLD カンテン培地の鑑別特性の試験菌株として *E.coli* を削除する等の改正を行ったこと。

(2) 4.06 無菌試験法

培地使用期間のバリデーションの実施、市販粉末培地の性能試験の調製バッチごとの実施を規定する等の全面的な改正を行ったこと。

(3) 6.09 崩壊試験法

補助盤の溝の深さについて改正を行ったこと。

(4) 6.10 溶出試験法

回転バスケット及びパドル法による即放性製剤の試験液の液量について、記載の整備を行ったこと。

2. リュウコツの規格の改正及びリュウコツ末の新規収載に伴う改正

(1) 生薬総則

リュウコツ末の新規収載に伴い、生薬総則を適用する生薬として、リュウコツ末を追加したこと。

(2) 医薬品各条（生薬等）

エキス剤又は浸剤・煎剤に用いるリュウコツについて、ヒ素の試験方法及び規格値を追加したこと。また、(1)に伴い、リュウコツ末の規格を新規収載したこと。

第2 薬局方の参考情報について

次に掲げる参考情報について改正を行ったこと。

14. 第十五改正日本薬局方における国際調和

第3 その他

1. 参考情報の取扱い

参考情報は、医薬品の品質確保の上で必要な参考事項及び薬局方に収載された医薬品に関する参考となる試験法を記載したものであり、薬局方に収載された医薬品の適否の判断を示すものではないこと。

2. 経過措置について

本改正に伴い、平成22年9月30日までに承認事項一部変更承認申請等の必要な措置を行うよう指導すること。また、薬事法第50条（直接の容器等の記載事項）、第55条（販売、授与等の禁止）及び第56条（販売、製造等の禁止）に抵触するがないよう、遅滞なく本改正による改正後の基準に改めさせること。